

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書を公開することとした決定は、妥当である。

### 第 2 諮問事案の概要

#### 1 公文書の公開請求

請求者（3名）は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、「 郡 町 丁目地内における（以下「特定事業者」という。）の砂利採取」に関し、平成14年4月16日付けで「申請、認可の文書。要領集3頁の1から30まで」を、平成14年4月12日付けで「砂利採取認可申請書のうち実測平面図、採取計画平面図、災害防止に関する保安設備等配置図、面積求積図、採取量計算書、実測縦断面図、実測横断面図、土砂等の搬入搬出経路図、保証書、誓約書、排水同意書、ボーリング調査実施結果書」を、平成14年4月15日付けで「（要領集の）No.5、7、8、9、10、25」を、それぞれ公開請求した（岐阜県砂利採取事務要領集の番号に対応する書類は、別表1のとおり）。

#### 2 実施機関の決定等

実施機関は、農林商工部岐阜地域農林商工事務所の保有する、平成 年 月 日付けで特定事業者から提出された砂利採取計画認可申請書及び添付書類を対象公文書（以下「本件公文書」という。）として特定したうえで、第三者である特定事業者に関する情報が記録されているため、平成14年4月16日付けで、条例第14条第1項の規定により特定事業者に対して意見の聴取を行ったところ、公開されると支障を生ずる旨の意見書が同月22日付けで提出された。

実施機関は、平成14年4月26日付け岐農商産第129号、第133号及び第136号により公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、請求者に通知するとともに、条例第14条第2項の規定により特定事業者に対して同日付けで公開を実施する旨を通知した（公開しようとする公文書及び公開する部分は、別表2のとおり）。

#### 3 異議申立て

特定事業者（以下「異議申立人」という。）は、本件処分を不服として、平成14年5月10日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

実施機関は、平成14年5月14日付けで、その職権により本件異議申立てに係る決定をするまでの間、公開の実施を停止することとし、異議申立人及びそれぞれの請求者に対して通知した。

また、請求者のうちの1名（以下「参加人」という。）から、平成14年6月3日付けで、本件異議申立ての利害関係人として審理手続に参加したい旨の申請があったため、実施機関は、同月7日付けで参加することを許可した。

### 第3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち公開することとした部分を取り消すとの決定を求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- (1) 参加人は、砂利採取の区域の土地所有者全員が反対であるといつて、特定の土地所有者に同意の撤回についての署名捺印をさせて、当該土地所有者に迷惑を掛けており、地元自治会の役員もこうした対応に苦慮している。
- (2) 特定の隣接地所有者が砂利採取計画に対する同意を撤回したことから、岐阜地域農林商工事務所の指導により申請書類を作成し直したため、8か月も当該計画の認可が遅れ、その間作業ができず損害を被った。
- (3) 参加人らは、県に砂利採取計画を認可しないように意見書を提出している。
- (4) 参加人は、砂利採取の現場をビデオで撮影しており、わずかに水が流出したこと等細かいところまで作業を監視し、岐阜地域農林商工事務所に通報する等、頻繁に苦情を申し立てている。実際の現場は、計画図面どおりに行われるものではない。今回の現場は水が多く出るので、途中で掘削を止めている。  
現場入口にトレーラーを置かれて、岐阜県砂利協同組合が警察に通報して排除する等作業に支障を来しているだけでなく、地元自治会等の関係者にもいろいろと迷惑がかかっている。
- (5) 参加人は、この事業の内容を県から聞いて知っているにもかかわらず、それ以上に何が知りたいのかわからない。

### 第4 実施機関の主張

実施機関が公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- 1 本件公文書に記載された砂利採取場の区域（地番、面積等）及び業務主任者の氏名は、砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「法」という。）第29条の規定により砂利採取場の見やすい場所に掲げられている標識（以下「標識」という。）に記載されている事項であって既に公にされているものである。また、その区域の土地の地目、台帳面積及び添付資料の土地登記簿写しは、何人も閲覧が可能な情報であることから、条例第6条第1号ただし書イにいう法令等の定めるところにより公にされた情報に該当すると判断し、公開することとした。

業務主任者の合格証又は認定証番号は、砂利採取業者登録簿により閲覧が可能な情報であることから、同様に、条例第6条第1号ただし書イに該当すると判断し、公開する

こととした。

- 2 採取計画平面図、危険標識看板等の災害防止に関する保安設備等配置図等については、採取方法、掘削の面積、深さ等が記載された標識又は現場の状況から、その内容を確認することが可能である。また、保安距離等が岐阜県砂利採取計画認可基準（昭和56年4月1日制定。以下「認可基準」という。）で定められており、採取計画平面図等はこのより取るべき措置を明確にしたものにすぎず、特段、異議申立人の保有する掘削技術等に関する情報とはいえない。したがって、これらを公開しても、異議申立人の事業活動における競争上の地位その他正当な利益を損なうとは認められないことから、公開することとした。

## 第5 参加人の主張の要旨

参加人が、意見書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- 1 県が認可したこの採取計画については、その噂はあったものの我々住民にその内容は一切知らされておらず、異議申立人からは、我々を納得させる十分な説明はなかった。県と 町及び異議申立人が現地で立入調査をしているところを偶然発見し、嚴重抗議をした。その後も県や 町に対し申入れをしてきた。
- 2 砂利採取は、地下水の汚染、周辺井戸への影響及び汚染、違法資材による埋戻し、汚染水の垂れ流し等、住民の生活に悪影響を及ぼす問題を抱えている。
- 3 異議申立人は、採取計画に定めた採取期間、掘削深度、掘削角度、保安距離等を遵守しないことが多い事業者である。この採取場においても、作業開始から現在までに度々違法行為があつて、岐阜地域農林商工事務所へ通報したため、異議申立人は指導を受けている。公文書の公開を請求した理由は、この採取計画が遵守されるように監視していくために、採取計画の詳細を知る必要があるからである。

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

### 1 対象公文書について

本件公文書は、岐阜地域農林商工事務所が保有する、法第16条の規定により平成 年 月 日付けで異議申立人から提出された、 町 丁目地内に係る砂利採取計画認可申請書（以下「申請書」という。）である。

申請書には、砂利採取場の区域、採取をする砂利の種類及び数量並びにその採取の期間、砂利の採取の方法及び砂利の採取のための設備その他の施設に関する事項並びに砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項等が記載されており、位置図、土地利用計画図、災害防止に関する保安設備等配置図、面積求積図、採取量計算書等が添付されている。

## 2 本件処分に係る具体的な判断について

本件公文書について、実施機関は、条例第6条の非公開事由のいずれにも該当しないことを理由として、その一部を公開することとした本件処分が妥当である旨を主張している。一方、異議申立人は、本件公文書がすべて公開されるとその事業活動に支障を生じる旨を主張している。

そこで、審査会は、本件処分のうち実施機関が公開することとした部分についてのみ、条例第6条第3号該当性等を以下のとおり判断する。

### (1) 条例第6条第3号の趣旨について

条例第6条第3号本文は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障する趣旨から、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報については、公開しないことを定めたものであり、岐阜県情報公開条例解釈運用基準（平成13年3月28日付け経営管理部長通知）によれば、以下の情報をいうとされている。

法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術、営業、販売等に関する情報であって、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれのあるもの

経営方針、経理、金融、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業運営が損なわれるおそれのあるもの

その他公開することにより、法人等又は事業を営む個人の社会的評価、信用が損なわれ、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれのあるもの

しかし、法人等に関する情報であっても、現に発生しているか、又は将来発生するおそれがある危害等から人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、非公開とすることにより保護される法人等の事業活動上の利益よりも、公開することにより保護されるこれらの公共の利益が優越すると認められる場合には、公文書を公開しなければならないとしている（本号ただし書イ）。

### (2) 条例第6条第3号該当性について

本件公文書は、異議申立人の砂利採取計画に関する情報であって、本号本文前段に規定する事業に関する情報に該当することは明らかである。

そこで、これを公開することにより、本号本文後段にいう競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるかどうかについて、以下検討する。

標識には、異議申立人の名称、所在地及び電話番号、登録年月日及び登録番号、採取計画の認可年月日及び認可番号、採取をする砂利の種類及び数量、採取の期間、掘削又は切土をする土地の面積及び深さ、砂利の採取のための機械の種類及び数、業務主任者の氏名並びに砂利採取場及びその周辺の状況を示す見取図が記載されていることから、これらの情報は既に公にされているものといえる。

したがって、申請書に記載された事項並びに添付資料である位置図、周辺見取図、公図写し、採取量計算書、砂利採取業登録済通知書写し、砂利採取業務主任者試験合格証写し、土地登記簿謄本に記載された事項及び申請地の現況がわかる写真のうち、

標識に記載されている情報及び当該事項に記載された事項から容易に判明する情報については、これらを公開することにより、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとは認められず、本号に該当しない。

また、誓約書については、異議申立人が、申請に当たって、保安距離の確保、最大掘削深の厳守等、採取計画を遵守する旨を実施機関及び 町長に対し誓約したものにすぎず、これを公開することにより、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとは認められず、本号には該当しない。

さらに、申請書に記載された保安距離、勾配等並びに添付資料のうち土地利用計画図、のぞき窓・丁張り・排水落とし口・水切堆積位置等平面図、災害防止に関する保安設備等配置図、面積求積図及び実測縦断面図については、(1)の にいう生産技術に関する情報といえる。しかし、認可基準により掘削深、保安距離等が、保安設備等設置基準（昭和62年9月25日制定）により周辺外柵及び危険標識の設置方法が定められており、こうした基準に基づいて記載され、又は作成されたものにすぎないことから、砂利採取における特有のノウハウ等は認められない。

したがって、これらを公開することにより、特段、異議申立人の事業活動の自由が損なわれるおそれはなく、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとは認められず、本号には該当しない。

異議申立人は、参加人らが砂利採取に対して反対することにより、当該採取が遅れ、実際に損害を被っており、本件処分で本件公文書が公開されることによって、さらに採取場の監視が強化され、苦情が増えることは明らかであり、土地所有者、地元自治会等の関係者にも迷惑をかけ、当該採取の作業がますます遅れてしまう旨を主張する。

しかし、参加人が本件公文書の公開によって得た情報を採取場の監視のために利用したとしても、条例第4条の規定による適正使用に反するものとは認められず、こうした苦情に対しては、異議申立人自らが砂利採取計画を遵守することにより対処していくべきものである。こうした苦情の回避は、本号により保護すべき正当な利益というべきものではなく、異議申立人の主張を認めることはできない。

また、条例第6条の他の非公開事由についても検討したが、いずれにも該当しないと認められる。

よって、実施機関が公開することとした本件処分に誤りがあったとはいえない。

## 第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成14年5月30日	・ 諮問を受けた。
平成14年6月24日	・ 実施機関（商工業室）から公開決定等理由説明書を受領した。
平成14年7月2日	・ 異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成14年9月19日	・ 異議申立人から公開決定等理由説明書に対する意見書を受領した。
平成14年9月20日	・ 参加人に公開決定等理由説明書に対する意見書を送付した。
平成14年10月1日	・ 参加人から意見書を受理した。
平成14年11月29日 （第54回審査会）	・ 諮問事案の審議を行った。
平成15年1月14日 （第55回審査会）	・ 異議申立人、参加人及び実施機関から口頭意見陳述を受けた。 ・ 諮問事案の審議を行った。

### （参考） 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
会 長	上 寺 久 雄	岐阜聖徳学園大学名誉教授	
	羽 田 野 晴 雄	税 理 士	
	森 内 祥 悟	特定非営利活動法人 岐阜県青年のつどい協議会理事長	
	森 川 幸 江	弁 護 士	
	山 田 洋 一	岐阜県商工会議所連合会専務理事	

（五十音順）

別表 1

## 砂利採取計画認可申請書に係る書類一覧

番号	書 類 名
1	位置図
2	周辺見取図
3	公図写し
4	実測平面図
5	採取計画平面図
6	災害防止に関する保安設備等配置図
7	面積求積図
8	採取量計算書
9	実測縦断面図
10	実測横断面図
11	沈殿地又は調整地を設置するときはその断面
12	洗浄選別設備配置図
13	土砂等の搬入搬出経路図
14	砂利採取業者登録済通知書写し
15	砂利採取業務主任者試験合格証写し
16	保証書
17	誓約書
18	砂利の採取又は土地の使用の権原を証する書面
19	私人の管理する道路又は土地を通行する場合は、通行をする権原を証する書類
20	隣接土地所有者の同意書
21	地元自治会等の同意書
22	採取場周辺の通学区学校長との協議が了したことを証する書面
23	排水同意書
24	土地登記簿謄本
25	埋め戻し土砂の確保状況を証する書面及び埋土提供者の採石認可指令書の写し
26	砂利搬出先砂利プラント認可指令書の写し
27	関係他法令の許認可等の状況を証する書面
28	ボーリング調査実施結果書
29	工程表若しくは年次別採取計画書
30	申請地の現況がわかる写真

別表 2

## 公開しようとする公文書及び公開する部分

	公開しようとする公文書	公開する部分
1	認可申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の名称、所在地、電話番号、登録年月日、登録番号</li> <li>・採取区域の地番、地目、台帳面積、申請実測面積合計、合計筆数、所有者数</li> <li>・砂利の種類及び数量</li> <li>・採取の方法</li> <li>・掘削の面積、深さ、勾配、保安距離</li> <li>・使用する機械の名称（種類のみ）</li> <li>・災害防止等の概要及び対策（運搬工程、埋戻し工程における取引の相手方の名称等を除く。）</li> <li>・砂利の水切り方法</li> <li>・業務主任者の氏名、合格証又は認定証番号</li> <li>・監督方法</li> <li>・他法令の許認可関係</li> </ul>
2	位置図	埋戻用土砂等の取引の相手方の名称、所在地等を除く部分
3	周辺見取図	住民の氏名を除く部分
4	公図写し	住民の氏名を除く部分
5	採取計画平面図 ・土地利用計画図 ・のぞき窓・丁張り・排水落とし口・水切堆積位置等平面図	全部
6	災害防止に関する保安設備等配置図	全部
7	面積求積図	個々の土地の実測面積が判明するものを除く部分
8	採取量計算書	全部
9	実測縦断面図	全部
10	砂利採取業者登録済通知書写し	全部
11	砂利採取業務主任者試験合格証写し	本籍及び生年月日を除く部分
12	誓約書	申請者の印影を除く部分
13	土地登記簿謄本	全部
14	申請地の現況がわかる写真	現況写真撮影位置図に記載された住民の氏名を除く部分